

第7章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 研究開発の推進

市は、都が大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発を支援する場合、協力する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【健康医療部】

1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【健康医療部】

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 非消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 携帯酸素 ・ パルスオキシメーター 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド
---	--

1-3 ワクチンの供給体制

1-3-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は国の要請を受けて、八王子市医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下のアからウまでの体制を構築する。【健康医療部】

- ア 市内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- イ ワクチン供給に偏在があった場合の供給調整に係る卸売販売業者との連絡調整の方法
- ウ 都との連絡調整の方法及び役割分担

1-3-2 登録事業者の登録に係る周知

市は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。【健康医療部】

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【健康医療部】
- ② 市は、八王子市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康医療部】

1-4-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。このため、市町村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

【健康医療部】

- ② 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設については新たに許可が必要な場合には、市は迅速に対応する。【健康医療部】

1-4-3 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める⁷⁴。

市は、定期の予防接種の実施主体として、八王子市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【健康医療部】

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁷⁵。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外での接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、八王子市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種

⁷⁴ 特措法第27条の2第1項⁷⁵ 予防接種法第6条第3項

⁷⁵ 予防接種法第6条第3項

順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。【健康医療部】

1-6 DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムについて、国との標準化を進めることで、接種歴の管理や受診勧奨等デジタル化をすすめる。また、デジタル化に対応できない市民や医療機関についても配慮した対応を行う。【健康医療部】

第2節 初動期

<目的>

市は、都の動きを注視しながら、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 流通させるための体制の構築

市は、特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【健康医療部】

2-1-2 接種体制の準備

市は、国や都から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【健康医療部】

2-1-3 接種体制の構築

市は、接種が円滑に行われるように、八王子市医師会等とも協議しながら、可能な部分は外部委託なども活用し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部門と連携し、接種体制を構築する。感染症産業廃棄物を保管する場合には、必要な措置を講じられるよう準備する。【健康医療部・福祉部】

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第7章第1節1-2において、必要と判断し、準備した資材について、適切に確保する。【健康医療部】

第3節 対応期

<目的>

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1 供給の管理

- ① 市は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量について検討する。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康医療部】
- ② 市は、検討したワクチン量を都と情報共有し、国からの供給不足が生じる場合は、都に供給を要請する。【健康医療部】

3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

市は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する⁷⁶。【健康医療部】

3-1-3 ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

市は、ワクチン等の納入量等に関する国や都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供を行う。【健康医療部】

3-2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康医療部】

⁷⁶ 予防接種法第6条

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、特定接種を実施することを国が決定した⁷⁷場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康医療部】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

3-2-2-2 予防接種の準備

市は、国や都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種⁷⁸の接種体制の準備を行う。【健康医療部】

3-2-2-3 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請に応じて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康医療部】
- ② 市は、円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。【健康医療部】

3-2-2-4 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する報告を行う。【健康医療部】

3-2-2-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市内施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部門等や八王子市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康医療部・福祉部・関係各部】

⁷⁷ 特措法第28条

⁷⁸ 予防接種法第6条第3項

3-2-2-6 接種記録の管理

市は、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康医療部】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。【健康医療部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。【健康医療部】
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康医療部】

3-4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。【健康医療部】

【新型コロナ対応での具体例】

■特別臨時予防接種の実施

市医師会と協力し、接種の迅速化を図るため、集団接種方式でワクチン接種を開始した。優先順位は医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方とし、全国で最も早い時期に高齢者への接種を実施した。

さらに、高齢者施設や障害者施設での接種、訪問接種、大学、企業での職域接種等を各団体と連携して行い、重症化や集団感染（クラスター）の発生リスクの低減に努めた。

小児、乳幼児接種については、市医師会協力のもと、保護者とお子さんが安心して相談・判断できるよう、医療機関での個別接種体制を整備した。

また、3回目のワクチン接種促進に向け、市長による啓発ポスターを掲示し、接種の重要性を広く周知した。

第8章 医療

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、市は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1 基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、市保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。市は、下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。【健康医療部】
- ② 都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。市は個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や市の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。【健康医療部】
- ③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け、市も平時から八王子市医師会、市内医療機関等と定期的な会議等準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保する。【健康医療部】
- ④ 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【健康医療部】

1-1-1 相談センター

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に一般相談、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【健康医療部】

1-1-2 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表⁷⁹前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、市内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

市は、都が病床確保、発熱外来の設置、自宅療養者への医療提供、後方支援、医療人材の派遣を目的として締結した協定締結医療機関等を平時より把握し、有事に備える。【健康医療部】

1-1-3 一般医療機関

- ① 市は、八王子市医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【健康医療部】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、保健所設置区市、東京都医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する⁸⁰。
また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結⁸¹し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。
- ② 市は、都が行う民間宿泊事業者等との協定の締結による宿泊療養施設の確保に協力する。【健康医療部】

⁷⁹ 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

⁸⁰ 感染症法第10条第2項第6号及び第8項⁸¹ 感染症法第36条の3⁸² 感染症法第36条の3⁸³ 感染症法第36条の3

⁸¹ 感染症法第36条の3⁸² 感染症法第36条の3⁸³ 感染症法第36条の3

1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【健康医療部】

1-4 東京都感染症対策連携協議会等の活用

- ① 市は、東京都感染症対策連携協議会等において、関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画を策定・変更する。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、八王子市感染症対策関連計画推進会議等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。また、予防計画及び健康危機対処計画に基づく、医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から自宅療養や入退院までの流れ、入院調整の方法、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行う。【健康医療部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

市は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国や都等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国や都等から提供・共有された情報や要請を基に、医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。さらに、市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、市民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

都は、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。

2-2 医療提供体制の確保等

- ① 市は、都と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。【健康医療部】
- ② 都は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ③ 市は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【健康医療部】
- ④ 市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査体制を速やかに整備する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康医療部】

2-3 相談センターの整備

- ① 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。【健康医療部】
- ② 都は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センター等を通じて感染症指定医療機関を案内するなど受診につなげるよう周知する。

【相談センター事例】

分類	設置場所	備考
一般・受診相談	保健所各課	
一般・受診相談 コールセンター	保健所内	外部委託
総合相談 コールセンター	本庁（市長公室）	
受診・入院調整	地域医療体制支援拠点	拠点設置後
医師会対応用	保健対策課	
施設対応用	保健対策課	

※健康危機対処計画より抜粋

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、初動期に引き続き、国や都等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

3-1-1 都による総合調整・指示

- ① 都は、国及びJ I H Sから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。
- ② 都は、保健所設置区市等の間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

3-1-2-1 医療機関等に対する要請等

- ① 都は、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定⁸²に基づき必要な医療を提供するよう要請する。
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都と締結した協定⁸³に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ③ 都は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。

⁸² 感染症法第36条の3⁸³ 感染症法第36条の3

⁸³ 感染症法第36条の3

- ④ 感染症指定医療機関及び協定締結医療機関は、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の入力を行う⁸⁴。
- ⑤ 都は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床利用率、重症者用病床利用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。
- ⑥ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて都へ報告を行う。
- ⑦ 都は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。

3-1-2-2 医療機関等における体制強化等

- ① 国及び都は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、感染症法等の定めに従い、流行前と同水準の収入を補償⁸⁵する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。
- ② 都は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ③ 都は、国等と連携し、医療機関において感染症対策物資等の調達が困難となった場合などに、必要な物資を提供する体制を構築する。
- ④ 都は、引き続き関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。

3-1-2-3 適切な医療受診に向けた市民等への呼び掛け等

- ① 市は、都と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ② 市は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の

⁸⁴ 感染症法第36条の5

⁸⁵ 病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償⁸⁶ 感染症法第12条第1項

間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【健康医療部】

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1 流行初期

3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ② 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【健康医療部】
- ③ 医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届出を行う⁸⁶。
- ④ 市は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、地域医療体制支援拠点を設置し、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にし、入院調整を行う。同時に病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供する体制を確保するため、地域医療体制支援拠点において転退院支援や患者搬送支援を実施する。【健康医療部】

なお、都は状況に応じて入院調整本部を設置し、広域な入院、転院、退院調整や患者搬送支援を行う。

【新型コロナ対応での具体例】

■地域医療体制支援拠点の設置

市は爆発的な感染拡大に伴う病床ひっ迫と自宅療養の激増という災害級の緊急事態に対応するため、震災時等の大規模な災害等における災害医療体制を準用し、八王子市、八王子市医師会及び市内医療機関が一体となった「地域医療体制支援拠点」を設置した。

この拠点では、入院や受診が必要な感染者の情報と病床使用状況等を一元的に管理し、市内病院の空床状況や入院・受診調整の状況をリアルタイムで共有できるシステムを構築した。

⁸⁶ 感染症法第12条第1項

3-2-1-2 相談センターの強化

市は、帰国者、接触者、有症状者等からの相談や、受診先となる発熱外来の案内に対応する相談センターを強化するとともに、市民等への周知を行う。【健康医療部】

3-2-2 流行初期以降

3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ② 市は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、都と連携し、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を行うとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関を活用し、感染症患者を受け入れる病床を効率的に運用する体制確保を進める。患者等の入院・転院等においては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」をも参考にしつつ、患者の容態を総合的に判断する。地域医療体制支援拠点において、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、状況に応じて転退院支援や患者搬送支援を実施する。【健康医療部】
- ③ 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【健康医療部】

3-2-2-2 相談センターの強化

上記3-2-1-2の取組を継続して行う。

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、都と協力して、市民等に対して周知する。【健康医療部】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、市は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【健康医療部】

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国や都と緊密な情報共有体制を確保しながら、医療機関等が最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりに協力する。

1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

市は、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保につながるよう、大学等の研究機関を支援する。また、市は、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【健康医療部・市民活動推進部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束⁸⁷を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行う。

2-1 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1 医療機関及び都民等への情報提供・共有

都は、国やJ I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、都民等に対して迅速に提供・共有する。

2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

市は、国や都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。

【健康医療部】

⁸⁷ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬・治療法が、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

市は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力を努める。【健康医療部】

3-2 治療薬・治療法の開発後の治療薬・治療法の活用

都は、都民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、都民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、都民への丁寧な情報提供に努める。

また、市は、治療薬・治療法の普及状況に応じて、都と連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制づくりに協力する。

なお、新型コロナウイルスでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、都や医療機関等と連携し対応していく。【健康医療部】

3-2-1 医療機関等及び都民等への情報提供

都は、引き続き、国やJ I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、都民等に対して迅速に提供する。

3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 都は、都及び関係機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び都内の流通状況を把握するとともに、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウ

ウイルス薬が必要な地域に十分に供給されているかを確認し、必要に応じて都備蓄分を市場に放出する。また、国備蓄分の配分を国に要請する。

- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ③ 都は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を行う。

第10章 検査

第1節 準備期

<目的>

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適宜、予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。

1-1 検査体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、都、医療機関等との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ効率的に検査ができるよう、東京都健康安全研究センター等へ検体を搬入する仕組みを整備するなど、平時から検体搬送体制について確認する。【健康医療部】
- ③ 市は、有事において検査を円滑に実施するため、防護具等の備蓄及び確保を進める。【健康医療部】
- ④ 市は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報について、都を通じて把握する。【健康医療部】

1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等の機会を通じ定期的に確認を行う。東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等は、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等を活用し、国と協力して検査体制の維持に努める。市は状況に応じて協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【健康医療部】
- ③ 市は、J I H Sが実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手

法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について必要な協力を行う。【健康医療部】

1-3 研究開発に関する関係機関等との連携

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】

第2節 初動期

<目的>

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

新型インフルエンザ等の発生時において、市は、都が実施する検査方法の確立や、検査体制の整備に協力する。

2-1 検査体制の整備

- ① 発生早期は、東京都健康安全研究センターが検査体制を確立して検査を実施し、その後速やかに検査等措置協定締結機関等と連携し、予防計画に定める必要検査実施数を確保していく。
- ② 市は、都が予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保するために行う東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の整備・立ち上げについて、必要に応じて協力する。
- ③ 市は、市内の実情に応じて、八王子市医師会等とも連携し、必要な検査体制の確保について検討する。

2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】

2-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

市は、国や都と連携し、国の段階的な検査実施方針の見直しに協力する。さらに、国から、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知の上、体制を整備する。【健康医療部】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1 検査体制の拡充

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。市は、その確保状況を把握し、適切に対応する。
- ② 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。また、市は、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて八王子市医師会等と協力し、地域・外来検査センター（PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。流行初期以降は、これらに加え、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。【健康医療部】
- ③ 市は、市内の感染状況等に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター、検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国や都等と調整の上、検査の実施範囲等を判断する。【健康医療部】
- ④ 市や、国や都が実施する国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しに応じて、適宜、市内の検査体制の見直しを実施する。【健康医療部】

3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、国及びJ I H Sにおいて、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力する。【健康医療部】

3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ① 市は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、市における体制を見直す。さらに、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、市民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。【健康医療部】
- ② 市は、国が決定した方針について関係機関等に周知の上、市内の検査体制を整備する。【健康医療部】

3-4 医療機関の検査目的の受診集中回避

市は、医療機関への検査目的の受診の集中を緩和し、本来医療が必要な重症化リスクがある方等の受診機会を確保するため、国や都及び関係機関と連携を図り、検査キットの配布等の取扱いについて柔軟に対応する。【健康医療部】

【新型コロナでの具体例】

■PCR外来の開設

市は、増加する新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、専門外来を設置し、診療・検査体制を強化。

さらに、市内医療機関で令和2年（2020年）5月13日から令和3年（2021年）6月11日まで、市独自のPCR外来を開設し、かかりつけ医などで検査が必要と判断された場合、PCR外来に照会する仕組みを整え、迅速な検査体制を確保した。

第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や八王子市医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所等がその機能を果たすことができるようにする。その際、本庁と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保

- ① 市は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、医師、保健師等の専門職の計画的な確保や職員への研修等を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、保健所における流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員⁸⁸等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【総合経営部・健康医療部】

1-2 外部専門職（IHEAT等）等の活用

- ① 市は、IHEATの運用の主体として、IHEAT要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先があるIHEAT要員については支援が円滑に実施されるよう所

⁸⁸ 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

属機関との調整等を行う。さらに、保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。【健康医療部】

- ② 市は、IHEAT 要員に関する募集や広報を、特に地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。【健康医療部】
- ③ 市は、健康危機発生時に速やかに IHEAT 要員の支援を受けることができるよう、IHEAT 要員の受入体制を整備する。【健康医療部】

1-3 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター、都が検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等に協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。【健康医療部】
- ④ 業務継続計画の策定に当たっては、有事における市及び保健所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【健康医療部】

1-4 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-4-1 研修・訓練等の実施

- ① 市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、国やJHS等が行う、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、IHEAT要員に係る研修の実施等に協力し、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【健康医療部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康医療部】
- ④ 市は、保健所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【健康医療部】

【平時からの備えに関する具体例】**■研修・訓練の実施**

市は、将来の感染症発生に備え、健康危機管理への理解を深めるため、市職員全員を対象に、毎年e-ラーニング研修を実施。また、主に保健所職員に対し、防護具の着脱訓練など実践的な研修を定期的に行い、現場対応力を強化している。

さらに、専門的な研修としてIHEAT研修やICN連絡会を通じ、医療機関との連携や感染症対応の高度化を図っている。

1-4-2 多様な関係機関との連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所、東京都健康安全研究センター、他区市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【健康医療部】
- ② 市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、市行動計画、健康危機対処計画、都が作成する医療計画及び予防計画と整合性の確保を図る。【健康医療部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症対策関連計画推進会議を開催し、平時から保健所、八王子市医師会、市内中核病院、感染症専門医等と意見交換や必要な調整等を通じ、地域の連携を強化する。【健康医療部】
- ④ 市は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設⁸⁹で療養する場合には、陽性者への食事の提供等⁹⁰の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都に協力し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、八王子市医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【健康医療部】

⁸⁹ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

⁹⁰ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

- ⑥ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。【健康医療部】

1-5 保健所の体制整備

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査⁹¹、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備する。さらに、医療機関、八王子市医師会又は民間事業者への外部委託についても検討しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備する。加えて、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【健康医療部】
- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【健康医療部】
- ③ 市は、平時から都及び東京都健康安全センター等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【健康医療部】
- ④ 市は、東京都健康安全研究センターが策定する健康危機対処計画に基づき実施する、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等について、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、東京都健康安全研究センター等が平時の訓練等を活用し、国や都と協力して検査体制の維持に努めることについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑥ 市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【健康医療部】

⁹¹ 感染症法第15条

- ⑦ 市は、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【健康医療部】
- ⑧ 市は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出⁹²又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から感染症法で定める特定鳥インフルエンザ（二類感染症）の患者の届出又は鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【健康医療部・産業振興部】
- ⑨ 市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を市民に情報提供・共有するための体制構築を図る。【健康医療部・関係各部】
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【健康医療部・関係各部】
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁹³。
【健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報

⁹² 感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

⁹³ 特措法第13条第2項

共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

【健康医療部・関係各部】

- ⑤ 市は、外国人の患者に対応する場合に、保健所が利用できる多言語通訳の仕組み等を構築する等、技術的支援を推進する。【市民活動推進部・健康医療部】
- ⑥ 保健所は、都と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【健康医療部】

第2節 初動期

<目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市が定める予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所が有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行準備

- ① 市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（エ）までの対応に係る準備を行う。

また、感染拡大に備え保健所に対する他部署からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【総合経営部・健康医療部】

（ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

（イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ） IHEAT要員に対する市が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

（オ） 医療機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 市は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進める。【健康医療部】

- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都や市他部署と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状

(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【健康医療部】

- ④ 市は、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に協力する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、東京都健康安全研究センターが実施する、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努めることについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑥ 市は、国及び J I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

2-2 市民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、市民等に周知する。【健康医療部・関係各部】
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & A の公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【健康医療部・関係各部】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

- ① 保健所は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取⁹⁴を実施するとともに、感染症

⁹⁴ 感染症法第16条の3第1項及び第3項

のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康医療部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

- ① 市は、他部署から保健所への応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。【総合経営部・健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する。【健康医療部】
- ③ 市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

3-2 主な対応業務の実施

都、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、予防計画及び健康危機対処計画に基づき、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市区町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。【健康医療部】

3-2-1 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口の体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談窓口の運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【健康医療部】

3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 市は、国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、検査体制等を勘案し、検査の実施範囲を判断する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施するとともに、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、保健所等への情報提供・共有、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮することについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【健康医療部】
- ④ 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、都と協力して感染症サーベイランスを実施する。【健康医療部】

3-2-3 積極的疫学調査

- ① 市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【健康医療部】
- ② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。

市は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに関係機関に周知するとともに、市民に対し適切に情報発信する。【健康医療部】
- ③ 市は都と連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見

も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【健康医療部】

- ④ 市は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、八王子市医師会や市内医療機関等の関係団体に提供するとともに、都や他区市町村間の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【健康医療部】

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。【健康医療部】
- ② 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、必要に応じ国や都へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ③ 市は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関する事など、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【健康医療部】
- ④ 市は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【健康医療部】

3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、国や都と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外

出自粛要請⁹⁵や就業制限⁹⁶を行うとともに、外部委託等活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康医療部】

- ② 市は、必要に応じ、都と協力して、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める⁹⁷。【健康医療部】
- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【健康医療部】

3-2-6 健康監視

市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する⁹⁸。【健康医療部】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国や都と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ③ 市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【健康医療部・関係各部】

⁹⁵ 感染症法第44条の3第1項及び第2項

⁹⁶ 感染症法第18条第1項及び第2項

⁹⁷ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

⁹⁸ 感染症法第15条の3第1項⁹⁹ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、他部署からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【総合経営部・健康医療部】
- ② 市は、地域の感染状況等の実情に応じ、都に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【健康医療部】
- ③ 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や外部委託、都での業務一元化等により、保健所における業務の効率化を推進する。【健康医療部】
- ④ 市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【健康医療部】
- ⑤ 市は、都と連携し、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【健康医療部】
- ⑥ 市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、検査体制の拡充に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が検査実施の方針等を踏まえて検査を実施することについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、国の方針や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康医療部】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 市は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに関係機関に周知するとともに、市民に対し適切に情報発信する。【健康医療部】

- ② 市は地域の感染状況等の実情に応じ、都に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【健康医療部】
- ③ 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、他部署からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【総合経営部・健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託や都での業務の一元化等による業務効率化を進める。【健康医療部・関係各部】
- ⑤ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や市の本庁及び保健所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【総合経営部・健康医療部】
- ⑥ 市は、感染の拡大等により、病床がひっ迫するおそれがある場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う医療機関への転院を進める。【福祉部・健康医療部】
- ⑦ 市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【健康医療部】

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 市は、予防計画に基づき、検査実施体制の整備に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が実施する、対応期を通じて拡充した検査体制の維持、地域の変異株の状況の分析、各関係機関への情報提供・共有等について、必要に応じて協力する。【健康医療部】

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。
- ② 市は、国や都からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等の不安や

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

混乱が生じないように十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【総合経営部・健康医療部】

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、備蓄の推進等⁹⁹の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄¹⁰⁰

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁰¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁰²。

【健康医療部・生活安全部】

- ② 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ③ 都は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 都は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、都は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。

⁹⁹ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹⁰⁰ ワクチンの備蓄については、第7章の記載を参照

¹⁰¹ 特措法第10条

¹⁰² 特措法第11条

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- ④ 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ⑤ 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹⁰³。
- ⑥ 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

¹⁰³ 感染症法第36条の5¹⁰⁴ 感染症法第36条の5¹⁰⁵ 特措法第10条

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、都は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する¹⁰⁴。
- ② 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。
- ③ 市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する¹⁰⁵。

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。
- ③ 都は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ④ 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。

¹⁰⁴ 感染症法第36条の5¹⁰⁵ 特措法第10条

¹⁰⁵ 特措法第10条

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、都は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する¹⁰⁶。
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

3-2 不足物資の供給等適正化

都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める¹⁰⁷。

3-4 緊急物資の運送等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者

¹⁰⁶ 感染症法第36条の5

¹⁰⁷ 特措法第51条¹⁰⁸ 特措法第54条第1項及び第2項

である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁰⁸。

- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹⁰⁹。

3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する¹¹⁰。
- ② 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。
- なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹¹¹。
- ③ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹¹²。
- ④ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、必要に応じ、国に上記①から③までの措置を行うよう要請する¹¹³。

¹⁰⁸ 特措法第54条第1項及び第2項

¹⁰⁹ 特措法第54条第3項

¹¹⁰ 特措法第55条第1項

¹¹¹ 特措法第55条第2項

¹¹² 特措法第55条第3項

¹¹³ 特措法第55条第4項

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係所管での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【健康医療部・関係各部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【健康医療部・関係各部】

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

都は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

1-3-2 教育及び学びの継続に関する体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【学校教育部・関係各部】

1-3-3 物資及び資材の備蓄¹¹⁴

- ① 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹¹⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹¹⁶。【生活安全部・健康医療部】

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康医療部・関係各部】

1-3-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【福祉部・健康医療部】

1-3-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、感染拡大時における八王子市斎場の火葬能力等について事前に検討するとともに、国や都と八王子市斎場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について情報を共有しておく。また、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬を円滑に行うための体制整備及び必要な物資等の確保に努める。【市民部・関係各部】

1-3-6 その他必要な体制の整備

市は、都及び廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。【健康医療部・環境部】

¹¹⁴ ワクチンや感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹¹⁵ 特措法第10条

¹¹⁶ 特措法第11条

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国や都の情報や発生状況、市の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催し物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
【健康医療部・産業振興部・関係各部】

2-2 市民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【契約資産部・関係各部】
- ② 市は、市立・市営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。【学校教育部・各部】
- ③ 市は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【総合経営部・関係各部】
- ④ 市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。【福祉部・環境部】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-4 遺体の火葬・安置

- ① 市は、都と連携の上、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染拡大による死亡者数の増加に対する備えとして、八王子市斎場において、可能な限り火葬を実施するため必要な準備を行う。【健康医療部・市民部】
- ② 市は、八王子市斎場において、火葬業務従事者等関係者と受入体制の確保・強化に向けた準備を行う。【市民部】
- ③ 市は、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【市民部・関係各部】

2-5 その他必要な施策の実施

市は、都及び廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【健康医療部・環境部】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【福祉部・健康医療部・関係各部】

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹¹⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【学校教育部・生涯学習スポーツ部・関係各部】

¹¹⁷ 特措法第45条第2項

【新型コロナでの具体例】

■校外学習の実施

「校外学習は一生の思い出になるものであり、すべての八王子市の子どもたちにとってかけがえのない経験」という考えのもと、八王子市教育委員会は、「不安だからやめる」ではなく、「どうしたら実施できるかを模索する」という姿勢で学校行事に取り組んだ。

この方針により、令和2年度には市立小学校・義務教育学校前期課程の移動教室を全70校で実施。さらに、八王子市医師会との連絡協議会で感染対策の助言を受け、学校が安心して行事を開催できるようにした結果、中学校・義務教育学校後期課程の修学旅行は全38校中33校が実施された。

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業振興部・関係各部】
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談センターの充実を図る。【市長公室・関係各部】
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【福祉部・関係各部】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹¹⁸。【産業振興部】

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると見込まれる場合、または国や都からの要請があった場合には、八王子市斎場において、可能な限り火葬を実施する。【市民部】

¹¹⁸ 特措法第59条

- ② 市は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染対策の実施について、周知を行う。【市民部・健康医療部・関係各部】
- ③ 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。【健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、死亡者の増加により、八王子市斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、または都からの要請があった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を速やかに設置する。【市民部・関係各部】
- ⑤ 都は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時にドライアイスの供給を要請する。
- ⑥ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める¹¹⁹。【市民部】
- ⑦ 市は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【市民部】

3-1-7 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

市は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。【関係各部】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。【産業振興部・関係各部】

¹¹⁹ 特措法第56条

3-2-2 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹²⁰。【産業振興部・関係各部】

3-2-3 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。【環境部】

【新型コロナ対応での具体例】

～八王子市の新型コロナ対応とごみ収集の工夫～

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自治体のごみ回収業務にも大きな影響を与えた。八王子市では、市民の生活を守りながら感染リスクを抑えるため、いくつかの具体的な対策に取り組んだ。

■ 感染性ごみへの対応

感染予防の観点から、使用済みマスクやティッシュなどの「感染性ごみ」については、袋を二重にして密閉し、しっかり口を縛って出すよう市民に周知。市の広報やホームページを通じて、正しい排出方法を丁寧に案内した。

■ 作業員の安全確保

ごみ収集に従事する作業員には、マスク・手袋の着用、アルコール消毒の徹底などを義務付け。作業車両や休憩所の衛生管理も強化され、感染リスクを最小限に抑える体制を整えた。

■ 安定した収集体制の維持

感染拡大による人員不足の懸念がある中でも、八王子市は通常の収集スケジュールを維持。必要に応じて臨時対応を行い、市民生活への影響を最小限に抑える努力を続けた。

■ 市民との協働

感染対策は、市民の協力なしには成り立たない。八王子市は、情報発信を通じて市民の理解と協力を促し、地域全体で感染拡大防止に取り組んだ。

¹²⁰ 特措法第63条の2第1項

3-2-3 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-2-3-1 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資¹²¹

市は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【産業振興部】

3-2-4 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が^{せい}脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【福祉部・関係各部】

- ② 市は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。【関係各部】

3-3 その他の対応

市は、市内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、廃棄物処理業者等と連携して、適切な対応を行う。【環境部】

¹²¹ 特措法第60条